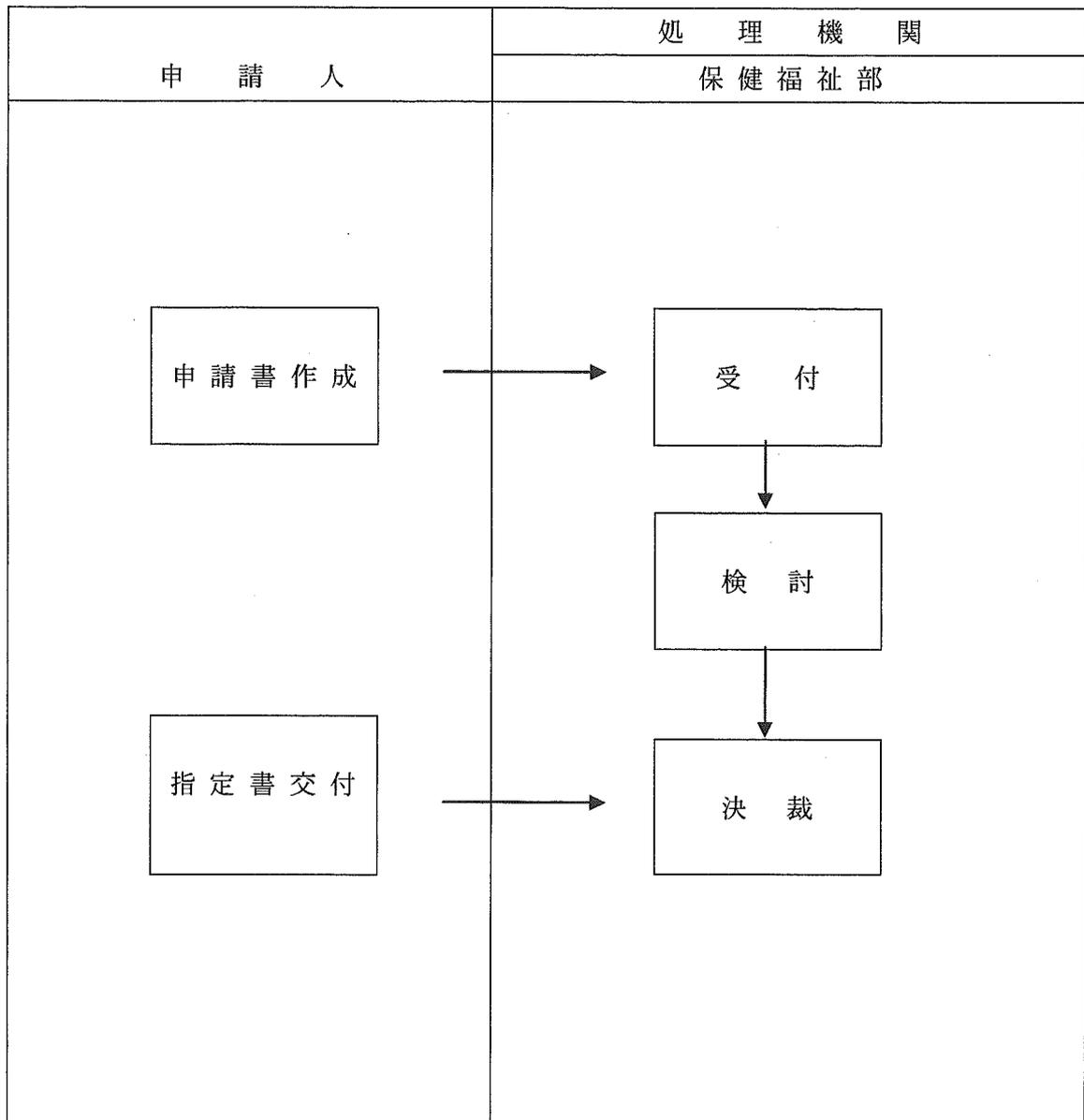


この申請書は下記のように処理されます。

(裏面)



[別紙 第4号書式]

地域がん登録本部指定書				
機 関 現 況	名 称		電 話 番 号	
	所 在 地			
	氏名 (代表者)		住民登録番号	
がん登録事業 主管部署	氏名 (代表者)		住民登録番号	
	業務開始日			
<p>がん管理法施行規則第5条第2項の規定により、地域がん登録本部として上記のとおり指定します。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">保健福祉部長官 □</p>				

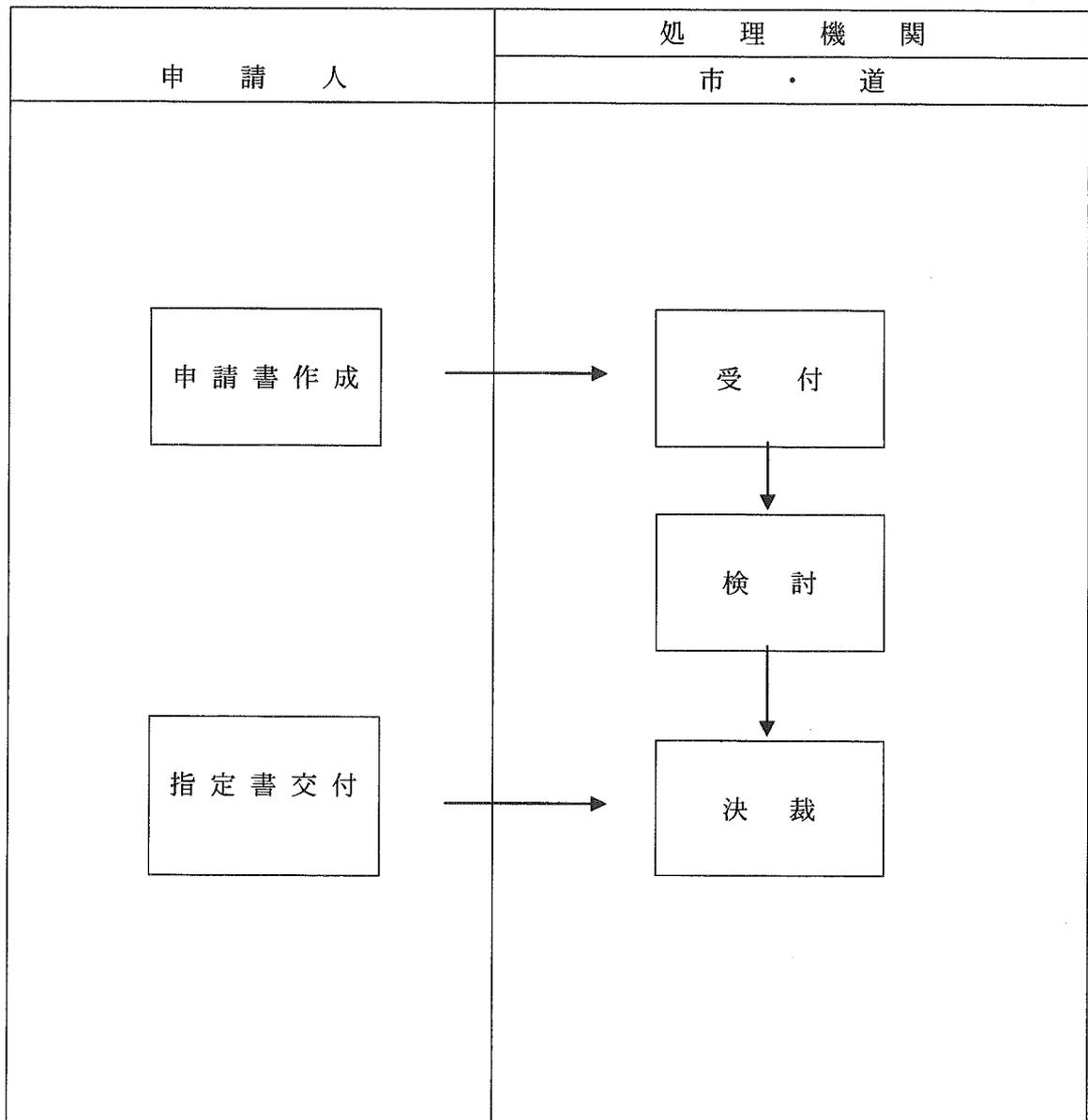
210mm×297mm (保存用紙 (1種) 120g/m²)

末期がん患者専門病院指定申請書						
医療機関	名 称				種別	
	所 在 地					
	診療科目					
	従事者数	医療人 名、医療技師 名、従業員 名	入院室	室		
設 置 者	氏名（代 表者）			住民登録番 号		
	住 所					
	免許種別		免許番号	第 号	設置予定日	
<p>がん管理法施行規則第8条第1項の規定により、末期がん患者専門病院として指定していただきたく、上記のとおり申請いたします。</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請人 _____（署名または印）</p> <p>市・道知事 殿</p>						
<p>* 添付書類</p> <p>1. 医療機関開設許可証 写し1部</p> <p>2. 事業計画書 1部</p>						

210mm×297mm（一般用紙 60g/m²）

この申請書は下記のように処理されます。

(裏面)



[別紙 第6号書式]

指定番号 第 号				
末期がん患者専門病院指定証				
医療機関	名称			
	所在地			
	診療科目			
設置者	氏名(代表者)		住民登録番号	
	住所			
	免許種別		免許番号	第 号
規模	入院室	室	病床	病床
<p>がん管理法施行令第10条第1項及び同法施行規則第8条第2項の規定により、上記のとおり指定します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">市・道知事 □</p>				

210mm×297mm(保存用紙)

国立がんセンター法・施行令

国立がんセンター法	国立がんセンター法施行令
<p>制定 2000. 1. 12 法律 6149号</p> <p>第1条 (目的) 本法はがんに関する専門的な研究とがん患者の診療等のための国立がんセンターを設立、運営することにより、国民保健の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>第2条 (法人) 国立がんセンター（以下「がんセンター」という）は法人とする。</p> <p>第3条 (設立) ①がんセンターは、主たる事務所の所在地において設立登記をすることにより成立する。</p> <p>②第1項の規定による設立登記事項は次の各号である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 目的 2. 名称 3. 主たる事務所及び附属機関 4. 役員の名及び住所 5. 公告の方法 <p>第4条 (定款) ①がんセンターの定款には次の各号の事項を記載しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 目的 2. 名称 3. 主たる事務所及び附属機関の所在地 4. 事業及び財政に関する事項 5. 理事会に関する事項 	<p>制定 2000. 3. 13 大統領令 第16754号</p> <p>第1条 (目的) 本令は、国立がんセンター法において委任された事項とその施行に関する必要事項を規定することを目的とする。</p>

国立がんセンター法	国立がんセンター法施行令
<p>6. 機構と職員の定員に関する事項</p> <p>7. 定款の変更に関する事項</p> <p>8. 解散に関する事項</p> <p>9. 公告の方法に関する事項</p> <p>10. 人材及び技術の支援に関する協約締結に関する事項</p> <p>②がんセンターは定款を変更しようとする際は、保健福祉部長官の認可を得なければならない。</p> <p>第5条（事業） がんセンターは次の各号の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. がんに関する研究 2. がん患者の診療 3. がんの研究及びがん患者の診療に関連した教育訓練 4. がん予防及び広報 5. がんに関連する情報、統計の収集、分析及び提供 6. がんに関連した国内外の協力 7. 第1号ないし第6条の事業に付帯する事業 <p>第6条（役員） ①がんセンターの役員として、理事長、院長を含めた9人以内の理事と監事1人を置く。</p> <p>②理事長、理事（大統領令が定める5人以内の特任理事を除く。以下、第4項及び第7条第1項第2号において同じである）及び監事は、理事会において選任する。但し、保健福祉部長官の承認を得なければならない。</p>	<p>第2条（特任理事） 国立がんセンター法（以下「法」という）第6条第2項の規定による特任理事は、教育人的資源部次官、行政自治部次官、保健福祉部次官、企画予算処次官及び国立がんセンター院長（以下「院長」という）とする。〈改定 2001. 1.29〉</p>

国立がんセンター法	国立がんセンター法施行令
<p>③院長を除いた役員は非常勤とする。</p> <p>④理事長及び理事の任期は3年とする。但し、任期を延長することができる。</p> <p>⑤監事の任期は3年とする。但し、1回に限り任期を延長することができる。</p> <p>⑥役員の内、欠員が出た場合、特任理事を除いた後任役員の内、前任者の残任期間とする。</p> <p>⑦監事は、がんセンターの業務及び会計を監査する。</p> <p>第7条 (理事会) ①がんセンターに次の各号の事項を審議・議決するための理事会をおく。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 予算及び決算 2. 理事長、理事及び監事の選任 3. 院長推薦 4. 定款の変更 5. 寄付金の管理、運用及び使用 6. その他、理事会が特に必要と認めた事項 <p>②理事会は、理事長及び院長を含めた理事で構成する。</p> <p>③理事長は、理事会を召集し、その議長となる。</p> <p>④理事長は、院長を兼任することができる。</p> <p>⑤監事は、理事会に出席し発言することができる。</p>	

<p>第8条 (院長) ①がんセンターに院長1人をおく。</p> <p>②院長はがんセンターを代表し、がんセンターの業務を統括し所属職員を指揮・監督する。</p> <p>③院長は理事会の推薦により、保健福祉部長官が任命する。</p> <p>④院長の任期は3年とする。但し、1回に限り任期を延長することができる。</p> <p>⑤院長がやむを得ない事由により職務を遂行できなくなつたときは、定款が定める者がその職務を代行する。</p> <p>第9条 (附属機関の設置と職員の任免) ①がんセンターにがん研究所及び附属病院、その他必要な機構と職員を置く。</p> <p>②がんセンターの職員は定款の定めるところにより、院長が任免する。</p> <p>第10条 (兼職) ①高等教育法第2条第1号の規定による大学に勤務する教育公務員は、第5条の規定による事業を遂行するために必要な場合は、その所属大学の総・学長の許可を得、がんセンターの研究または診療業務を兼職することができる。</p> <p>②第1項の規定により、教育公務員ががんセンターの業務を兼職する場合、その職務及び報酬、その他兼職に関する必要事項は、大統領令において定める。</p>	<p>第3条 (兼職者の職務及び報酬) ①法第10条第1項の規定により、国立がんセンター（以下「がんセンター」とする）の業務を兼職する教育公務員（以下「兼職者」とする）は、がんセンターの定款及び制規定を遵守しなければならないが、がんセンターの研究または診療業務を誠実に遂行しなければならない。</p> <p>②兼職者の報酬は、公務員報酬規定及び公務員手当等に関する規定に定めるところによる。但し、所属大学から支給する。〈改定2001. 1.4〉</p> <p>③がんセンターは定款の定めるところにより、兼職者に手当を支給することができる。</p> <p>第4条 (兼職解除) ①院長は、兼職者が第3条第1項の規定に違反したり国家公務員法第78条第1項各号の1に該当する場合、定款に定める人事委員会の審議を経、兼職解除措置を講じなければならない。②院長は、第1項の規定による措置を行ったときは、兼職者の所属大学の総・学長にそれを通報しなければならない。</p>
---	---

国立がんセンター法	国立がんセンター法施行令
<p>第11条 (財源) がんセンターは第12条の規定による出捐金、第5条の規定による事業の収益金、寄付金、その他収入金によって運営する。</p> <p>第12条 (出捐金) ①政府はがんセンターの事業及び運営に必要な経費を充当するために必要な出捐金を予算の範囲内において交付することができる。</p> <p>②がんセンターは、毎事業年度の4月末まで次年度の出捐金予算要求書を大統領令が定めるところにより保健福祉部長官に提出しなければならない。</p> <p>第13条 (国有財産の無償貸付) ①政府はがんセンターの設立、運営のために必要と認めるときは、国有財産法の規定にかかわらず、国有財産をがんセンターに無償で貸し付けることができる。</p> <p>②第1項の規定による貸付に関して必要な事項は大統領令により定める。</p>	<p>第5条 (出捐金予算要求書の提出) がんセンターは、法第12条第2項の規定により毎事業年度4月30日までに次年度の出捐金予算要求書に次の各号の書類を添付して保健福祉部長官に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 次年度の事業計画書 2. 次年度の推定貸借対照表及び推定損益計算書 3. その他、出捐金予算要求書の内容が明確にわかる資料 <p>第6条 (出捐金支給申請) がんセンターは出捐金の支給を受けようとする際、出捐金支給申請書に分期別（四半期別）予算執行計画書を添付し、保健福祉部長官に提出しなければならない。</p> <p>第7条 (余剰金の処理) がんセンターは毎会計年度の決算結果、余剰金が生じた場合、繰越損失金の補てんに充て、その残りは次期繰越金としなければならない。</p> <p>第8条 (国有財産の無償貸付) ①法第13条第2項の規定による国有財産の無償貸付は当該国有財産の管理庁とがんセンターとの契約による。</p> <p>②第1項の規定による国有財産の貸付期間は5年とし、これを更新することができる。</p>

国立がんセンター法	国立がんセンター法施行令
<p>第14条 (事業年度) がんセンターの事業年度は政府の会計年度に準ずる。</p> <p>第15条 (事業計画書等の提出等) ①がんセンターは大統領令に定めるところにより、毎事業年度開始2ヶ月前までに事業計画書及び予算書を作成、提出し、保健福祉部長官の承認を得なければならぬ。</p> <p>②第1項の規定による事業計画書及び予算書の重要な内容を変更しようとするときは、事前にその変更する内容及び事由を明示した事業計画書及び予算書を作成、提出し、保健福祉部長官の承認を得なければならぬ。</p> <p>第16条 (決算書の提出) がんセンターは大統領令に定めるところによる毎事業年度の歳入、歳出の決算書を作成し公認会計士の会計監査を受け、次年度2月末まで保健福祉部長官に提出しなければならない。</p> <p>第17条 (業務協力及び協約締結) ①がんセンターは他の医療機関や研究機関と協力し、がんに関する医療知識とがん治療技術の普及等に関する業務を推進することができる。</p> <p>②院長は、第5条の規定による大学、研究機関及び医療機関及び医療機関と人材及び技術の支援に関する協約を締結することができる。</p>	<p>第9条 (事業計画書) 法第15条第1項の規定による事業計画書には、事業の目標、方針、主要内容及び所要予算を区分し、表示しなければならない。</p> <p>第10条 (決算書の提出) 法第16条の規定による歳入歳出決算書に添付しなければならない書類は次の各号のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当該年度の貸借対照表及び損益計算書 2. 当該年度の事業計画とその執行実績の対比表 3. 監査の監査報告書と公認会計士の会計監査報告書 4. その他、決算の内容を確認できる参考書類

国立がんセンター法	国立がんセンター法施行令
<p>国立がんセンター法</p> <p>第18条 (名称の使用禁止) 本法によるがんセンター以外に国立がんセンターの名称を使用することはできない。</p> <p>第19条 (秘密厳守の義務) がんセンターの役員、職員またはその職にあった者は、職務上知りえたる秘密を漏洩しまたは盗用してはならない。</p> <p>第20条 (民法の準用) がんセンターに関し、本法に規定したことを除き、民法の財団法人に関する規定を準用する。</p> <p>第21条 削除 <2003.5.29></p> <p>第22条 (指導、監督) 保健福祉部長官は、がんセンターの業務を指導・監督し、業務・会計等に関する必要事項を報告させたり、必要書類の提出を命じたりすることができる。</p> <p>第23条 (罰則) ①第19条の規定に違反した者は3年以下の懲役または1千万ウォン以下の罰金に処する。 ②第18条の規定に違反したものは300万ウォン以下の罰金に処する。</p>	

国立がんセンター法	国立がんセンター法施行令
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条 (施行日) 本法は、公布後60日が経過した日から施行する。</p> <p>第2条 (設立準備) ①保健福祉部長官は、本法の公布日から7日以内に5人の設立委員を委嘱し、がんセンターの設立に関する事務と設立当時の理事及び監事の選任に関する業務を担当させなければならない。</p> <p>②設立委員は、がんセンターの定款を作成し、保健福祉部長官の認可を得なければならない。</p> <p>③設立当時の院長は、保健福祉部長官が任命する。</p> <p>④設立委員は第2項の規定による認可を得た際には、遅滞なく連名にてがんセンターの設立登記を行った後、院長に業務を引き継がねばならない。</p> <p>⑤設立委員は、第4項の規定による業務引継ぎが終了したときに解嘱されたものとみる。</p> <p>第3条 (設立費用) がんセンターの設立に所要される費用は国家がそれを負担する。</p> <p>第4条 (公務員の派遣) 保健福祉部長官は、院長の要請が合った場合、その所属公務員を2002年12月31日までにがんセンターに派遣することができる。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>本令は2000年3月13日から施行する。</p> <p>第1条 (施行日) 本令は公布した日から施行し、2001年1月1日から適用される。</p> <p>第2条 及び 第3条 省略</p> <p>第4条 (他の法令の改定) ①ないし④省略</p> <p>⑤国立がんセンター法施行令のうち次のとおり改定する。</p> <p>第3条第2項のうち「公務員手当規定」を「公務員手当等に関する規定」とする。</p> <p>⑥ないし⑭省略</p>

国立がんセンター法	国立がんセンター法施行令
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>① (施行日) 本法は公布後 6 ヶ月が経った日から施行する。</p> <p>② 省略</p> <p>③ (他の法律の改定) 国立がんセンター法のうち次のとおり改定する。</p> <p>第 21 条を削除する。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第 1 条 (施行日) 本令は公布した日から施行する。</p> <p>第 2 条 ないし 第 4 条 省略</p> <p>第 5 条 (他の法令の改定) ①ないし<129> 省略<130>国立がんセンター法施行令のうち次のように改定する。</p> <p>第 2 条のうち「行政自治部次官、教育部次官」を「教育人的資源部次官、行政自治部次官」とする。</p> <p><131>ないし<152> 省略</p>

国立がんセンター 定款

国立がんセンター定款

[制定 2000.3.22]

改定 2001.1.17

改定 2004.6.16

第1条 (目的) 本法人は国立がんセンター法により、がんに関する専門的な研究とがん患者の診療等を遂行することにより、国民保健の向上に寄与することを目的とする。

第2条 (名称) 本法人は国立がんセンター（以下「がんセンター」という）とし、英文表記は“National Cancer Center(略称 NCC)”とする。

第3条 (所在地) がんセンターの主たる事務所は京畿道におき、保健福祉部長官の承認を得、他の住所地に附属機関を設置することができる。

第4条 (事業) がんセンターは第1条の目的を達成するために次の各号の事業を行う。

1. がんに関する基礎及び臨床研究
2. がん患者の診療
3. がんの研究及びがん患者の診療に関連した教育訓練
4. 専門医及びがん関連医療要員の修練と教育

5. がんの予防及び広報
6. がんに関連した情報・統計の収集及び提供
7. がんに関連した国内外の協力
8. がん関連病院の開院及び運営・指導と関連したコンサルティング業務
9. 政府より委託された事業<改定 2001.1.17>
10. その他、がんセンターの目的達成のために必要な事業<改定 2001.1.17>

第5条 (財産の区分) ①がんセンターの財産は基本財産と運営財産に区分する。

②基本財産は次の各号の財産のうち、理事会において定めた規定により、基本財産として分類されたものとする。

1. 政府が出捐する財産
2. 外国政府や機関、その他の者より譲与または寄付された土地、建物、機器、設備
3. 政府出捐金、補助金にて購入した機器、設備
4. その他の財産

第6条 (財産の管理) ①基本財産は処分、贈与、賃貸、担保、交換または用途を変更しようとする際は、理事会の議決を経、保健福祉部長官の承認を受けなければならない。

②基本財産と運用財産の管理に関する必要事項は理事会の議決を経て院長が定める。

第7条（事業年度及び会計）①がんセンターの事業年度は政府の会計年度に準ずる。

②がんセンターの会計は企業会計によるが、予算及び会計業務に関する規定は理事会の議決を経、保健福祉部長官の承認を得て別途定める。

第8条（運営財源）がんセンターは次の各号の財源をもって運営する。

1. 政府出捐金
2. 寄付金
2. 事業の収益金
3. 前年度繰越金
4. 研究収入金
5. その他の収入

第9条（出捐金予算要求書の提出）がんセンターが出捐金を得ようとするときは、毎事業年度の4月末までに次年度の出捐金予算要求書に次の各号の書類を揃え、保健福祉部長官に提出しなければならない。

1. 事業計画書
2. 推定損益計算書及び推定貸借対照表
3. その他、出捐金要求書の内容が説明できる資料

第10条（出捐金交付申請）がんセンターは出捐金の交付を受けようとした時は、その交付申請書に分期（四半期）別予算執行計画書を添付し、保健福祉部長官に提出しなければならない。

第11条（事業計画等）①がんセンターの院長（以下「院長」といふ）は毎事業年度の開始2ヶ月前までに事業計画書及び予算書を作成し、理事会の議決を経、保健福祉部長官の承認を得なければならぬ。承認された事業計画と予算を変更しようとする際も同様である。但し、予算総則により院長に委任された者はその限りではない。

②やむを得ない事由により事業計画書と予算書が保健福祉部長官の承認を得られなかった際、経常経費の場合、前年度に準じて執行し、継続事業として承認を得た場合は、その承認を得た範囲内で執行することができる。

第12条（決算書の提出）①院長は毎事業年度の歳入・歳出決算書を作成し、公認会計士の会計監査を受け、理事会の議決を経、次年度2月末までに保健福祉部長官に提出しなければならない。

②第1項の決算書には、当該年度の貸借対照表及び損益決算書、当該年度の事業計画とその執行実績の対比表、監査の監査報告書及び公認会計士の会計監査報告書、その他決算の内容を確認できる参考書類を添付しなければならない。

第13条（余剰金の処理）がんセンターは毎会計年度の決算結果、余剰金が生じた際は、繰越損失金の補填に充当し、その残りは次年度の繰越金としなければならない。

第14条（予算外の債務負担行為）がんセンターは第11条の規定による事業計画書及び予算書において定めていない債務負担行為は、理事会の決議を経、保健福祉部長官の承認を得なければならぬ。

第15条（継続費）がんセンターは第4条第1号の規定によるがん

研究のために、がん研究の特性上、一会計年度を越え継続して支出する必要がある研究事業に対しては、5年以内の期間を定め、継続費として予算に計上することができる。

第16条（予備費） がんセンターは予測できない予算外の支出または予算超過支出に充当するため、その年の予算額の100分の3以下に相応する金額を予備費として予算に計上しなければならない。

第17条（資産の運用） がんセンターの資産は、安全性と収益性を考慮し、次の方法により運用する。

1. 金融機関への預入または信託
2. 国債、公債または上場有価証券の購入
3. 証券投資信託業法による収益証券の購入
4. がんセンター業務に使用される建物とその土地の取得及び賃貸
5. その他理事会において議決した運営方法

第18条（役員） ①がんセンターに次の役員を置く<改定 2004.6.16 >。

1. 理事長 1人
2. 院長 1人
3. 理事 9人以内（理事長と院長及び特任理事を含む）
4. 監事 1人

②院長を除く役員は非常勤とする。

第19条（理事選任） ①特任理事を除く理事は理事会において選任する。但し、保健福祉部長官の承認を得なければならない。

②特任理事は企画予算処次官、行政自治部次官、教育人的資源部次

官、保健福祉部次官及び院長とする。

第20条（監事） ①監事は理事会において選任する。但し、保健福祉部長官の承認を得なければならない。

②監事の任期は3年とする。但し、1回に限り任期を延長することができる。

③監事が任期満了以外の事由により欠員となったときは、その直後に開催される理事会においてその後任者を選任し、後任監事の任期は前任者の残任期間とする。

④監事はがんセンターの業務及び会計を監査する。

⑤監事は理事会に出席して発言ことができ、第4項の報告のために必要なときは理事会の招集を要求することができる。

第21条（役員の欠格事由） 国家公務員法第33条各号の1に該当する者ががんセンターの役員になることはできない。

第22条（役員の当然退職及び解任） ①特任理事を除いた役員が第21条各号の1に該当したときは当然退職とする。

②特任理事を除いた理事が次の各号の1に該当したときは、その役員に対し解任を議決することができる。その場合、保健福祉部長官の承認を得なければならない。

1. 心身障害により職務を遂行できないと認められるとき
2. 職務上の義務に違反したとき

第23条（院長の解任決議） 理事会は院長が第22条第2項に該当する場合、理事会在籍理事3分の2以上の議決を経、保健福祉部長官に対し院長の解任を決議することができる。

第24条 (役員の報酬) ①院長を除いた役員に対しては、報酬を支給しない。但し、出席手当とその業務遂行に必要な実費を支給することができる。

②院長の報酬に関しては、理事会の議決を経、保健福祉部長官の承認を得て、別途定めることができる。

第25条 (理事長) ①理事長は特任理事でない理事から理事会が選任する。但し、保健福祉部長官の承認を得なければならぬ。

②理事長は理事会を召集し、その議長となる。

③理事長に不測の事態があった場合、保健福祉部長官が指名する理事がその職務を代行し、理事会は新任理事長を選滞なく選任しなければならぬ。

第26条 (理事会) 理事会は理事長と院長を含む理事によって構成する。

第27条 (理事会の議決事項) 理事会は次の各号の事項を審議、議決する。

1. 理事長、理事（特任理事は除く）と監事選任及び解任に関する事項
2. 院長の推薦及び解任決議に関する事項
3. 定款の変更に関する事項
4. 予算及び決算に関する事項
5. 寄付金の管理・運用及び使用に関する事項
6. 人事・報酬及び会計規定の制定、改定に関する事項
7. 組織に関する事項

8. 基本財産の取得と処分に関する事項

9. 定款に理事会の議決を要する事項

10. その他、理事会において特に必要と認める事項

第28条 (理事会の議決) ①理事会は在籍理事過半数の出席により開会し、出席理事過半数の賛成により議決する。

②理事会の議決事項のうち、軽微または緊急な事項については書面で議決することができ、書面決議書は議事録をもって代えることができる。その場合、その次に召集される理事会において、院長はそれに関する事項を報告しなければならない。

第29条 (理事の任期) ①特任理事の任期はその職の在任期間とする。

②特任理事以外の理事の任期は3年とし、その任期を延任することができ、但し、任期が理事会開催日以前に満了する場合は、その任期満了直後に開催される理事会の終了日までへとその任期が延長されるものとする。

③理事の任期中に欠員が生じた場合、特任理事を除いた後任理事の任期は前任者の残任期間とする

第30条 (理事会の招集) ①理事会は定期理事会と臨時理事会とに区分し、定期理事会は年2回開催、臨時理事会は院長、幹事または理事過半数の要求があった場合や理事長が必要であると認めたとときにそれを召集する。

②理事長は理事会を召集する際、開会の1週間前に日時、場所及び会議の目的を各理事及び監事に通知しなければならない。但し、在